年金を受

合がありますのでご注意く

旬以降に送付する介護保険 年額5万9160円で、こ 以上の方(第1号被保険者) 以上の方が直接納める保険 方が加入する医療保険と併 の基準額を基に、 料で賄なっています。65歳 せて間接的に納める介護保 28パーセントを40~66歳の 予防事業に必要な費用など 料決定通知書でお知らせし が納付する保険料基準額は、 に応じて16段階に分類しま は、50パーセントを公費、 22パーセントを65歳 所得段階 などです。保険料の未納が なる方、転入者、 間受給額が18万円未満の方 給していない方、年金の年 象は、年度の途中で65歳に で口座振替もできます。対 融機関などへ申し込むこと

平成28年度と同様となりま 成27~29年度)の最終年度 市の介護サービスと介護 介護保険料基準額は

る納付書で金融機関やコン 万円以上の方です(一部例 普通徴収は、市が送付す 件対象者)の介護保険料を 減免する制度を設けていま

での毎月、納付します。金 ビニ、ペイジーなどを利用 して、6月から翌年3月ま

要となります。継続して対

る場合には、毎年申請が必

は、6月下旬にお知らせを 象となる可能性のある方に ます。継続して認定を受け

7月31日 (月) までとなり

らになります。現在交付し

ている認定証の有効期限は、

6期介護保険事業計画 れており、平成29年度は第 度計画の見直しが行なわ

介護保険料の減免制度

決定した介護保険料が第

生日の翌月以降にお知らせ します。 えていない方は、 介護保険料の納付方法 介護保険料の納付方法は 65歳の誕

は、年金の年間受給額が18 引きして納付します。対象 特別徴収と普通徴収の2通 ·があります。 特別徴収は、年金から天 難と認められた方(減免要 除く)から第3段階までの 方のうち、生活が著しく困 1段階(生活保護受給者を

けますが、減免期間は申請 す。7月以降も随時受け付 30日 (金) まで受け付けま した日の属する月からとな 本年度分の減免は、6月

ります。

送付します。

るので、詳しくは、担当へ 得の申告がされていないと ※非課税世帯を証明する所 お問い合わせください。 の負担を軽減する事業もあ 低所得の方に対し、利用料 の介護サービスを利用する 認定証の発行ができない場 また、社会福祉法人など ださい。 分の対象になる他、介護サ あると延滞金および滞納処 る場合があるのでご注意く ービスの利用に制限がかか

介護保険施設

ら天引きします。 金額を「本徴収」として10 収」として天引きします。 た金額と同じ額を、4・6・ は、2月に年金から天引し 定するため、特別徴収の方 得が決定する6月以降に算 12・翌年2月支給の年金か ら仮徴収の合計額を引いた 10月以降は、年額保険料か 8月支給の年金から「仮徴 保険料金額は、 前年の

平成29年度の介護保険料

※6月1日時点で65歳を迎

ます。

付していただきます。

介護保険課

☎046(252)7719 **₩**046(₩₽₩)₩₩₩₩

40歳以上の方は、介護保険に加入し介護保険料を納 護サービスなどを社会全体で支えていく制度です。

介護保険制度とは、

介護の必要な方が利用する介

介護保険制度は、3年に

を利用する場合(ショート 介護療養型医療施設)

ステイを含む)の食費、 適用は申請した月の初日か は随時受け付けていますが、 負担が軽減されます。申請 度額認定証」が交付され、 ることで「介護保険負担限 たす方)は、市へ申請をす 貯金要件など認定基準を満 全員が市民税非課税の方(預 住費は自己負担となります 生活保護受給者や世帯

額の軽減

担当 教育研究所 ☎046(259)2164

担当 教育指導課 ☎046(252)8732

市役所 5 階教育指導課

の負担軽減や利用者負担 低所得者の食費・居住費

福祉施設、介護老人保健施 (介護老人 6月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です

	一日は大日(別・外日を除て)次相談はい	タルも無料です。
区分	とき	ところ
消費生活 (訪問販売・多重債務など)	毎週月曜〜金曜日午前9時30分〜正午と 午後1時〜3時30分(第2水曜日(14日)は午後のみ)	☎046(252)8490 (電話相談も可)
弁 護 士(面談のみ)	13日夜 14日 毎月第2・第3・第4火曜日 20日夜 午後6時~8時30分 21日 毎月第2・第3・第4水曜日 27日夜 午後1時30分~4時30分	予約制(電話可) 受付☎046(252)8218 市役所 1 階相談室 ※ 1 日午前 8 時30分か
行政(国に対する要望)	15日 毎月第3木曜日午前9時30分~11時30分	ら今月分を受け付け、 いずれも定員になり次
行政書士(遺言書等作成)交通事故	8日 毎月第2・第3木曜日午後1時30分~4時 15日 30分 20日 毎月第3火曜日午後1時30分~4時	第、締め切ります。な お、弁護士相談は年間 一人につき1回(25分)
税 理 士	23日 毎月第4金曜日午後1時30分~4時30分	以内)、その他の相談は一人30分以内とさせ
不 動 産 (取引・契約)	22日 毎月第4木曜日午後1時30分~4時30分	ていただきます。相談
分譲マンション (近隣・管理組合)	9日 毎月第2金曜日午後1時30分~4時30分 (8日まで受け付け)	される要点をよく整理 してお越しください。
市民一般	毎週月曜〜金曜日午前8時30分〜正午と 午後1時〜5時15分 担当 広聴人	崔課 ☎046(252)8218
人権擁護委員(近隣問題など)	13日 每月第 2 火曜日午前 9 時~11時30分	☎046(252)8087
ドメスティック	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時~正午と午後1時~5時15分	市役所 1 階 広聴人権課
		在課 ☎046(252)8483
住まい探し(高齢者)	偶数月第3火曜日午後1時30分~4時(電 20日 話予約制。19日までに(公社)かながわ住 まいまちづくり協会☎045(664)6896へ)	市役所 4 階 4 — 3 会議室
		寿課 ☎046(252)7127
障 が い 者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時〜正午と午後1時〜3時(予約制(電話可))ぽむ出張相談 毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可)	市役所 1 階 障がい福祉課
		业課 ☎046(252)7132
手話通訳設置	毎週月曜日午後1時~5時と水曜・金曜日午前9時~ 正午 担当 障がい福祉課 ☎046(252)79	
駐留軍離職者	15日 毎月第3木曜日午前10時~午後3時 113 あ あ 日 日 あ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	5-3会議室 光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜〜金曜日午前9時〜11時30分と 午後1時〜4時30分(電話可) 担当 子ども政策課	市役所 2 階子ども政策課
母子·父子家庭	毎週月曜〜金曜日午前9時30分〜11時30分と 午後1時〜4時(予約制(電話可))	市役所 2 階子ども育成課
	担当・子ども育り	戊課 ☎046(252)7201
青 少 年	毎週月曜~金曜日午前9時~午後4時	青少年センター 1 階 青少年相談室
	担当青少年相談	淡室 ☎046(256)0907
教育	毎週月曜~金曜日午前10時~午後4時	市役所 5 階教育研究所
子どもいじめ	毎週月曜~金曜日午前8時30分~午後6時(電話のみ)	☎ 046(259)2164

学 毎週月曜~金曜日午前9時~正午

(障がい児対象) 午後1時~4時(予約制(電話可)

平成29年度

平成29年度国民健康保険税納税通知書を6月中旬に送付します。普通徴 収(納付書払い、口座振替)の世帯は1年間の保険税を6月から翌年3月 まで10回に分けて納めてください。

納付書払いでは、市が送付する納付書を使い、市役所、各出張所、 金融機関で納付する他、コンビニおよびペイジーを利用して納付して また、金融機関か担当で手続きをすると口座振替の利用ができます。

平成28年度に特別徴収(年金からの差し引き) (65歳以上の加入者のみで構成される世帯であるなど) ていれば、平成29年度も引き続き特別徴収で納めることになります。

平成29年4月1日現在において特別徴収の要件を満たした世帯は、 方法が10月から特別徴収になりますので、第4期までは納付書を使って納 めてください。

特別徴収の停止を希望する場合は、取扱金融機関などで口座振替開始の 申請をした後、7月14日(金)までに担当へ納付方法を特別徴収から口座 振替に変更する申し出をしてください。

すでに口座振替をしている世帯は特別徴収になりません。

◇国民健康保険税の軽減・減免制度について

(解雇や倒産など自己都合を除くやむを得ない場合に限る) した方 へ国民健康保険税の軽減制度があります。また、火災などの災害や、 生活 困窮、廃業、事業不振、病気などの特別な事情がある場合に限り、国民健 康保険税を減免する制度があります。なお、減免の申請には期限がありま ਰੂ ,

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

6月に納めていただくのは

▽市・県民税(第1期)▽国民健康保険税(第1期)▽介護保険料(第1期) ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンス ストアで納めてください。使用料などもお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていた だく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民 健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252) 8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。